

# 仕様書

## 1. 業務名称

戸籍広域 NW 用機器賃貸借

## 2. 契約期間と賃貸借期間

- ① 契約期間 契約日から令和7年8月31日まで
- ② 履行準備期間 契約日から令和2年8月31日まで
- ③ 賃貸借期間 令和2年9月1日から令和7年8月31日まで

※この契約は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。

## 3. 仕様（商品名）

別紙に記載

## 4. 納品場所

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市本庁舎内サーバ室

## 5. 機器引渡期限

令和2年8月31日(月)

※搬入については、岡山市が別途契約している戸籍情報システム業者との事前打ち合わせを行うこと。

## 6. 納入時の条件

- ① 賃貸借物件搬入時の荷造り、運送、搬入、設置調整、設置場所での作業、設定、事前準備に要する費用及び賃貸借満了後の設置場所からの回収・撤去に要する費用、並びに解約に伴う賃貸借物件返還時の解体荷造り及び搬出に関する費用を積算に含めること。
- ② 原則として梱包材等は持ち帰ること。このうち賃貸借期間満了後に返却が必要なものは、保管しておくこと。
- ③ 賃貸借物件には、動産総合保険を付すること。
- ④ 調達機器一覧表(製造番号の記載を含む)を作成すること

## 7. メーカー・機種について

機器は別紙に指定したもの。(メーカー・機種・型番等が同一であること) 自作の機器及び中古品または一部中古品を使用したもの等、メーカーの正規保証が受けられない機器は認められない。

## 8. 保守業務

本賃貸借契約には、次のとおり賃貸借物件(ソフトウェアは除く)の保守業務を含むものとする。なお、賃貸借物件の引渡し後、保守業務期間中にこの契約を支障なく行うために必要な当該機器の保守部品等を確保すること。

1. 保守の日時

岡山市役所の開庁日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とする。

2. 障害時の対応

賃貸借物件に故障、機能停止等の異常が発生した場合は、岡山市からの指示に基づき直ちに担当者を派遣し、復旧すること。なお、当日午前中に受け付けた依頼は当日の午後に対応し、当日午後に受け付けた依頼は翌開庁日午前中に対応することを基本とする。

3. 保守期間

本契約における保守期間は、機器納入時から令和 7 年 8 月 31 日までとする。

4. 作業結果報告書

上記 2 の作業終了後は、速やかに書面による作業結果報告書を作成し、その都度提出すること。

5. 部品等の梱包並びに運搬費用

障害対応、保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用は乙が負担すること。

6. 廃棄物

保守業務で生ずる梱包材等の廃棄物を、調達業者の責任により処分すること。

7. その他

ア 賃貸借物件に関し、迅速な保守・点検・修理等の体制を整備すること。

イ 保守期間に発生する障害対応要員の派遣費用及び修理に必要な部品費用等についても賃貸借物件賃料に含めるものとし、本仕様書に記載する保守業務内容に関してはいかなるケースにおいても、岡山市に対して別途費用を請求することはできないものとする。

9. 返還

賃貸借期間満了後、配置した賃貸借物件を全て撤去すること。

10. 検収

①調達機器一覧による納品物の確認をすること。

②障害時には保守開始前であっても対応し、復旧すること。

11. その他

ラック内に必要となる LAN ケーブルについては調達業者にて必要な長さの本数を準備すること。